

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和5年度補正予算の成立を踏まえた
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

重点支援地方交付金については、「重点支援地方交付金」の追加について（令和5年11月2日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和5年11月2日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、本日、重点支援地方交付金1兆5,592億円（低所得世帯支援枠：1兆0,592億円、推奨事業メニュー分：5,000億円）が計上された令和5年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）を制定するとともに、重点支援地方交付金の取扱いについて下記のとおり定めましたので、お知らせします。

地方公共団体におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、年内の予算化に向けた検討を引き続き進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「重点支援地方交付金」の取扱いについて

これまで、「重点支援地方交付金」については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、「重点支援地方交付金」については、今回追加する分から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とし、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としないこととします。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いいたします。

2. 重点支援地方交付金の対象について

(1) 交付対象事業

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」（令和5年3月29日付け事務連絡。以下「令和5年3月事務連絡」という。）から特段の変更はなく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能です。）

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業等を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。ただし、重点支援地方交付金の予算のうち低所得世帯支援枠として令和5年度補正予算に計上された1兆0,592億円については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されており、当該予算を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、下記に記載の内容に留意してください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑤については、医療機関における病院給食の委託単価が、一食当たり公定価格を20円程度上回る現状であることに鑑み、各施設が業者に委託する場合等の食料品に係る費用に対する支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和5年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業

ただし、低所得世帯支援枠については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付すこととします。

【低所得世帯支援枠】

物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業（以下「低所得世帯支援事業」という。）を交付対象とします。具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。なお、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とします。

また、低所得世帯支援枠の事務費についても、低所得世帯支援事業に係る経費に限り充当できることとします。

2) 重点支援地方交付金に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和5年3月事務連絡から特段の変更はなく、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当

すると認められるもの

- ③ 令和5年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和10年度末[※]まで、
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末[※]までに廃止するものであること
- ※ 令和5年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

3. 交付限度額について

（1）令和5年11月29日限度額通知に係る分（推奨事業メニュー分）

令和5年度補正予算で措置された1兆5,592億円のうち5,000億円を推奨事業メニュー分として配分することとします。推奨事業メニューに係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1（1）の算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 1.005067509$
 $\gamma = 1.000463677$
- ・市町村分 $\alpha = 1.004850838$
 $\gamma = 1.001895512$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの交付限度額は、別途通知します。

（2）低所得世帯支援枠に係る交付限度額

制度要綱別紙1（2）に基づく交付限度額（概算分）の算定について、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）（以下「緊急支援給付金」という。）による支給世帯数に0.8を乗じた値をもとに交付限度額（概算分）を別途お知らせします。算定された交付限度額（概算分）について、事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。

制度要綱別紙1（3）に基づく交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）を活用するとして実施した事業における支出を決定した世帯数（以下「支援世帯数」という。）のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村住民基本台帳に登録されている者を世帯主とする世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数（以下「追加非課税世帯数」という。）から緊急支援給付金における支給世帯数に0.8を乗じた値を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を

通知することとなります。交付限度額（追加分）の算定に当たっては、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査させて頂く予定としております。調査のスケジュール等の詳細は別途お知らせいたします。

4. 低所得世帯支援枠の取扱いについて

低所得世帯支援枠については、経済対策において、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれ、令和5年度補正予算に1兆0,592億円が計上されております。低所得世帯支援枠の具体的な取扱いは、以下のとおりとします。

（1）対象事業

2.（1）【低所得世帯支援枠】に記載のとおり、低所得世帯支援事業を交付対象とし、具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。なお、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とします。ただし、地域の実情に応じて、推奨事業メニューを活用して7万円を超える補助・給付を行うことは可能です。

また、低所得世帯支援枠の事務費については、低所得世帯支援事業に係る経費に限り充当できることとします。

（2）交付限度額の算定方法

3.（2）に記載のとおり、低所得世帯支援枠の交付限度額は、概算分として、緊急支援給付金による支給世帯数に0.8を乗じた値をもとに交付限度額（概算分）を算定し通知します。その上で、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査し、追加非課税世帯数から緊急支援給付金における支給世帯数に0.8を乗じた値を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなります。

（3）対象世帯に係る留意点

①対象世帯の基準日の取扱いについて

給付等の対象世帯は、令和5年12月1日に住民登録のある世帯とすることを目安としますが、地域の実情に応じ、迅速な支給のために必要であれば、地方公共団体の判断で令和5年12月1日以前の時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能とします。このため、例えば、令和5年3月予備費により措置された低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への3万円を目安とした給付（以下「前回給付」という。）の実施に際して各市町村が設定した日時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能です。

なお、先行給付を行う市町村から転出する者等への重複給付を防止するため、各市町村においては、給付の対象となる転入者等に対しては、確認書等で重複給付の有無を確認す

ることとします。

また、先行給付する市町村においては、先行給付実施後の転入等により新たに住民登録が行われた世帯に対する給付漏れが発生しないよう、改めて令和5年12月1日時点で対象世帯を把握し、転入者等に給付することとします。この際、令和5年12月1日までに転出した世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

②扶養親族等のみの世帯の取扱いについて

低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）については、算定対象となる世帯から住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（以下「扶養親族等のみの世帯」という。）を除くこととしております。

なお、扶養親族等のみの世帯に該当するかどうかについては、確認書等により確認して頂く方法も考えられます。

また、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断で、扶養親族等のみの世帯についても給付を実施することも可能ですが、扶養親族等のみの世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

③申請期限や対象世帯への支出決定の期限について

給付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯への支出決定の期限については、別途通知する予定ですが、経済対策において、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。」とされたことも踏まえ、各市町村においては、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、事業を計画されるようお願いいたします。

5. 重点支援地方交付金の活用にあたっての留意点について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にあたっての留意点については、令和5年3月事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のQ&A等において周知しており、これらも参考に、引き続き、重点支援地方交付金においても効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たして頂くようお願いいたします。

なお、事業の実施にあたっては、説明責任を果たし、適切に執行頂く観点から、当該事業が、国の重点支援地方交付金を活用した事業であることが客観的に把握できるよう、その旨を事業HPやチラシ等で周知するなど実施状況の公表を行って頂くようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いいたします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご注意ください。

① 特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙 1 の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係る URL 及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

6. 実施計画の作成と提出について

（1）実施計画の提出期限

重点支援地方交付金の令和 5 年度実施計画については別紙 2 のとおり 2 回提出を受け付けることを予定しています。提出期限は以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認（掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。第 1 回提出は原則全市町村から低所得世帯支援枠に係る実施計画のみの提出を受け付ける予定です。事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。また、第 2 回提出は全団体から推奨事業メニューに係る実施計画を受け付ける予定です。

①第 1 回提出（低所得世帯支援枠のみの受付）

提出期限：令和 5 年 12 月 22 日（金）12:00【厳守】（原則全市町村）

②第 2 回提出（推奨事業メニュー分）

提出期限：令和 6 年 1 月 22 日（月）12:00【厳守】（全団体）

（2）実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

ファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角 5 桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+_（半角アンダーバー）+物価交付金 r5 補正以降+_r5（半角アンダーバーr5）+_低のみ（半角アンダーバー低のみ）」としてください。

メールの件名については、「〇〇県_物価交付金 r5 補正以降_r5_低のみ」を含めてください。

例）ファイル名：「01100_北海道札幌市_物価交付金 r5 補正以降_r5_低のみ.xlsx」など

（3）提出資料

提出資料は、令和 5 年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）です。各様式は、別紙 3 のとおりであり、エクセルファイルの各シートに用意されています。

①令和 5 年度実施計画	別紙 4 の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。
②チェックリスト	実施計画（通常分・重点交付金分）の内容について、本チェックリストにより確認してください。
③基金調べ	交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。

なお、重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況について、今後も適宜調査させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

7. 実施状況の公表及び効果の検証について

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金については、制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和 2 年 5 月 1 日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和 5 年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和 4 年 11 月 29 日）において、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、今般、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第 5 の 3 に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和 5 年 8 月 7 日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事

業完了の翌年度中に公表されるようお願いします。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご注意ください。

<関係資料一覧>

- 別添 1 重点支援地方交付金の追加
- 別添 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱
- 別紙 1 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙 2 令和 5 年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙 3 令和 5 年度実施計画様式、チェックリスト、基金調べ
- 別紙 4 実施計画記入要領

以上

【問合せ先】内閣府地方創生推進室

埴・永持・平田・仙田・後藤・野口・黒沼・

矢野・齋藤・窪田

直通:03-5501-1752

e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp